



▲障全協全国集会で訴える浅田さん（右から4人目）、天海さん（同2人目）。浅田訴訟は2018年3月14日、岡山地裁で、2019年12月13日、広島高裁で全面勝訴。千葉の天海訴訟は現在係争中。

弁護団は、浅田訴訟の判決をどう受け止め改善していくのか国の回答を求めましたが、厚労省は「個々の判決には答えられない」と明言を避けました。

介護保険の申請をしないことで障害福祉給付を打ち切る対応については、「丁寧な説明と周知に努める」と繰り返しました。また「自助・共助」を強調し、社会保険制度が日本の社会保障の基本であり、介護保険優先を見直すことを考えないと従来の立場を述べることに終りました。

参加者からは、「本当に腹立たしい答弁だった」、「せつない思いさえのつた厚労省の対応だった

全国障害者問題研究会全国事務局 小針明日香

今月のテーマ

65歳になつても生きるために必要な介護を

—浅田訴訟が総合支援法に問うもの

65歳を機に障害福祉給付から介護保険給付の利用を強要される「65歳問題」。障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）7条には、「介護保険優先原則」が規定され、高齢となった障害者は、費用負担増と利用抑制を強いられています。

「65歳問題」を争点にたたかれた浅田訴訟勝訴を受け、2月25日に行われた第10回（※）定期協議では、司法の判断を国はどう受け止めるかが大きな焦点となりました。

（※）障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と厚労省の間で結ばれ

た基本合意（2010年1月）の履行を定期的に検証する会議

■行政の「65歳問題」

対応に警鐘

浅田訴訟は、岡山市に住む浅田達雄さんが市に対し起こした訴訟です。手足に重度のまひがある浅

田さんは、非課税世帯として無償で居宅介護を利用していました。しかし、65歳となり介護保険適用による負担を拒否したところ、支給を打ち切られました。

介護保険に移行すると、低所得の非課税世帯であっても介護サービスの量に応じた原則1割の利用

料が課せられます。また、介護保険の居宅訪問サービスの時間数は、障害福祉給付に比べてきわめて少なくなっています。

多くの自治体では、介護保険の認定を受けた上で障害福祉サービスを「上乗せ支給」していますが、自治体によつては、「介護保険の要介護認定で5以上であること」など基準を設けており支給が制限されているのが実情です。

岡山市の支給打ち切りは違法であると提訴してからおよそ6年。

昨年12月13日、地裁判決に続き、二審の高裁でも浅田さんの主張を全面的に認める判決が確定し、市は上告を断念せざるを得ませんでした。



◀第10回定期協議



判決では、2010年に国と障害者自立支援法違憲訴訟団が交わした基本合意にふれ、7条の廃止を検討するという国との約束に言及しました。基本合意文書には、「応益負担の導入は、『障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた』と明記され、応益負担の廃止を約束しています。

また、障害者自立支援法と介護保険法はその目的・対象者・給付内容が異なり、65歳を境に障害や生活が変わるわけではないことにも言及し、支援打ち切りについても、市の裁量を逸脱していると述べています。これらは定期協議のなかで求め厚労省に実施させた「65歳問題実態調査」の結果を踏

いことなど、障害者的人権を尊重すべきとの姿勢が貫かれた判決であったとの声明が出されました。

■生活の実態から必要な介護を

定期協議には、厚労省の課長以上の職員が出席し、障害者・家族・関係者との協議が行われます。

②介護保険優先原則は一律適用すべきでなく個別事情に応じた判断をすべきこと、③低所得者に対する過酷な自己負担をするべきでな

まえたものもあります。

浅田訴訟高裁判決確定を受け、障害者自立支援法違憲訴訟団からは、①介護保険と障害者福祉の理念が全く異なるものであること、

②介護保険優先原則は一律適用すべきでなく個別事情に応じた判断をすべきこと、③低所得者に対する過酷な自己負担をするべきでな

まえたものもあります。

浅田訴訟高裁判決確定を受け、障害者自立支援法違憲訴訟団からは、①介護保険と障害者